

令和 5 年 5 月 31 日

福井県知事 様



福井市西木田三丁目5番13号
医療法人富永病院
理事長 富永洋介
電話 0776 (36)1841

決 算 届

令和4年4月1日から令和5年3月31日 までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

【添付書類】

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 関係事業者との取引の状況に関する報告書
6. 監事の監査報告書

事業報告書

自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人富永病院
- ① 財団 社 団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ)について、該当する欄の
を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後)

- (2) 事務所の所在地 福井市西木田三丁目5番13号
- (3) 設立許可年月日 平成10年3月27日
- (4) 設立登記年月日 平成10年4月1日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	富 永 洋 介	病院管理者
理 事	富 永 浩 介	
同	富 永 麻 美 子	
同	富 永 由 紀 恵	
監 事	友 田 明 徳	
同		

- 注) 1 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
- 2 理事の備考欄に、当該医療法人の解説する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)
- 3 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務(開設する病院、診療所又は介護老人施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
病院	医療法人 富永病院	福井市西木田三丁目4番26号	一般病床 床 療養病床 42 床 【医療保険 29 床】 【介護保険 13 床】 精神病床 床 感染症病床 床 結核病床 床

- 注) 1 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務(医療法人が行う医療法42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実施場所	備考
富永グループホーム	福井市西木田三丁目5番13号 富永アートセンター3階	
小規模多機能型居宅介護事業所	福井市西木田三丁目5番13号 富永アートセンター3階	

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務(社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)

該当無し

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で決議又は同意した事項)

令和 4 年 5 月 20 日 平成 3 年度決算の決定

令和 5 年 1 月 5 日 令和 5 年度の事業計画及び収支予算の決定・定款変

注) 以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えない。

- (5) 当該会計年度内に開設(許可を含む)した主要な施設

該当無し

- (6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当無し

- (7) その他

該当無し

法人名 医療法人富永病院

※医療法人整理番号

所在地 福井市西木田三丁目5番13号

財 産 目 録

(令和5年3月31日現在)

1 . 資 産 額	326,502 千円
2 . 負 債 額	258,935 千円
3 . 純 資 産 額	67,567 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	73,714
B 固 定 資 産	252,788
C 資 産 合 計 (A + B)	326,502
D 負 債 合 計	258,935
E 純 資 産 (C - D)	67,567

注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致する。

土地及び建物について、該当する欄の口を塗りつぶすこと。

土 地 (法人所有 賃 借 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 (法人所有 賃 借 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 医療法人富永病院

※医療法人整理番号

所在地 福井市西木田三丁目5番13号

貸借対照表

(令和5年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	73,714	I 流動負債	224,337
現金及び預金	19,685	買掛金	3,739
医業未収入金	50,353	短期借入金	207,572
棚卸資産	2,310	未払金	11,813
立替金	1,660	預り金	983
未収入金	5	未払法人税・地方税	230
仮払金	1	II 固定負債	34,598
貸倒引当金	△300	長期借入金	34,328
		預り保証金	270
II 固定資産	252,788	負債合計	258,935
1 有形固定資産	221,842		
建物及び附属設備	61,225	純資産の部	
造作	4	科目	金額
構築物	0	I 出資金	40,000
医療器械	7,334	II 積立金	27,567
車輛運搬具	0	利益積立金	10,000
器具備品	1,627	別途積立金	10,000
土地	151,652	繰越利益積立金	7,567
2 無形固定資産	100	III 評価・換算差額等	0
電話加入権	100	有価証券評価差額	0
ソフトウェア	0		
3 その他の資産	30,846	純資産合計	67,567
出資金	40		
保証金	250		
保険積立金	30,232		
長期預け金	23		
長期前払費用	301		
資産合計	326,502	負債・純資産合計	326,502

法人名 医療法人富永病院

※医療法人整理番号

所在地 福井市西木田三丁目5番13号

損益計算書

自令和4年4月1日 至 令和5年3月31日

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		280,402
2 事業費用		282,693
(1) 事業費	212,019	
(2) 本部費	70,674	
本来業務事業損失		2,291
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		35,697
2 事業費用		37,406
附帯業務事業損失		1,709
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業損失		0
事業損失		4,000
II 事業外収益		
受取利息	1	
その他の事業外収益	3,539	3,540
III 事業外費用		
支払利息	231	
その他の事業外収益	0	231
経常損失		691
IV 特別利益		
固定資産売却利益	0	
その他の特別収益	0	0
V 特別損失		
固定資産売却損失	0	
その他の特別損失	0	0
税引前当期純損失		691
法人税・住民税及び事業税		230
当期純損失		921

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表示の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益、特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げない。

法人名 医療法人 富永病院
所在地 福井市西木田3丁目5番13号

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
無し									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
無し						

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監事監査報告書

医療法人富永病院

理事長 富永洋介 殿

私は、医療法人富永病院の平成4年会計年度（自令和4年4月1日 至 令和5年3月31日）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその業務の執行状況を聴取し、重要な決済書類を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

監査の結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和5年5月20日

医療法人富永病院

監事 友田明德